

医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示についてお知らせ

当院では、令和 7 年度の診療報酬改定に伴う、医療 DX 推進体制加算につきまして以下の通り対応しております

1. オンライン請求を行なっております
2. オンライン資格確認を行う体制を有しております
3. 電子資格確認を利用して取得した患者さんの診療情報を、診療を行う診療室等で閲覧または活用できる体制を有しております
4. マイナンバーカードの健康保険証利用について、患者さんに声かけと院内にポスター掲示を行なっています
5. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、活用して診療を行うことについて、当院の見やすい場所やホームページに掲載しております
6. マイナポータルの医療情報に基づき、患者さんからの健康管理に係る相談に応じます

令和 7 年 10 月 7 日
がねこ歯科醫院
我如古清太